

統一後の本人確認方法について(予定)

(1) 1点以上の提示で確認できるもの

官公署発行の顔写真付き身分証明書【別表1】

(例) 運転免許証、マイナンバーカード、旅券、在留カード、特別永住者証明書、
国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真を貼付けたもの 等



免許証



マイナンバーカード



旅券

(2) 2点以上の提示で確認できるもの

次の「①+①」または「①+②」の組合せにより確認します

①【別表2】 健康保険資格確認書、年金証書、印鑑登録証明書 等

②【別表3】 学生証や法人が発行した身分証明書・資格証明書で写真を貼付けたもの 等

※「②+②」の組合せでの確認はできません。

【①別表2】



国民健康保険資格確認書



介護保険被保険者証

【②別表3】



顔写真付き学生証

(3) (1)(2)の本人書類を持っていない場合

住所、氏名、生年月日その他本人のみが知覚していると考えられる事項を聞き取りします。

【本人確認書類の詳細】

別表1	1点以上の提示で確認できるもの
運転免許証／旅券／在留カード／特別永住者証明書／個人番号カード／国若しくは地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証もしくは資格証明証、身分証明書等(写真を貼り付けたもの)	
別表2	2点以上の提示で確認できるもの
国民健康保険、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書／介護保険の被保険者証／国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書／共済年金若しくは恩給の証書／生活保護受給者証／その他市長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類	
別表3	2点以上の提示で確認できるもの（ただし、別表3の2点提示は不可）
学生証／法人が発行した身分証明書／国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書(別表1に掲げる書類を除く)で写真を貼り付けたもの／その他市長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類	